

兵庫県公報

平成27年7月3日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	1
訓 令	
○ 決裁規程及び職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）	1
人事委員会規則	
○ 職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	2

公布された法令のあらまし

●行政組織規則の一部を改正する規則（規則第38号）

地域医療の推進に関する重要課題に的確に対応するため、健康福祉部に医監の職を設置することとした。

●職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第9号）

行政組織規則の一部を改正する規則の制定に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第38号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。
第378条の表福祉監の項の次に次のように加える。

医監	健康福祉部	医療に関して特に指定する事務を担当する。
----	-------	----------------------

附 則

この規則は、平成27年7月6日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第3号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程及び職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

決裁規程及び職員服務規程の一部を改正する訓令

次に掲げる訓令の規定中「福祉監」の右に「、医監」を加える。

(1) 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）第6条第2項第7号

(2) 職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）第2条第4号

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年7月6日から施行する。

（出納局決裁規程の一部改正）

2 出納局決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「福祉監」の右に「、医監」を加える。

人 事 委 員 会 規 則

職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7 月 3 日

兵庫県人事委員会

委員長 伊 藤 聡

兵庫県人事委員会規則第9号

職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第1条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款本庁の項中第11号の次に次の1号を加える。

(12) 医監

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項第1号中「福祉監」を「福祉監 医監」に改める。

附 則

この規則は、平成27年7月6日から施行する。